

# 大分大学経済学部思学会会則施行細則

## 第1章 総則

### (総則)

第1条 この細則は思学会会則の精神に則り，思学会役員の選出制度を確立し，以て思学会の健全なる発展を期することを目的とする。

## 第2章 選挙

### (選挙)

第2条 全員は，総て本会役員の選挙権被選挙権を有する。

### (選挙母体)

第3条 委員長の選出は全会員中より公選する。中央委員は各年次より立候補により各2名を選出する。ただし，休学期間を除き4年以上在籍の者は最終年次に属するものとする。委員長と中央委員は併せて立候補できない。執行委員は，執行委員長が会員中より指名し，中央委員会の承認を得なければならない。選挙管理委員5名，監査委員2名は中央委員会において互選する。

「思学」編集委員は，思学会役員改選と同日に執行委員が指名する。

### (選挙期日)

第4条 役員の改選は毎年11月下旬に行なう。選挙管理委員会は，任期満了の15日以前に選挙の告示を行なわなければならない。不信任成立の場合は，成立後10日以内に改選しなければならない。

### (当選人)

第5条 役員の選挙において投票総数が，5分の3以上の場合を有効とし，有効投票の多数を得た者より定数だけ当選人とする。

## 第3章 補則

### (補則)

第6条 役員選挙に関し，本細則に規定がない場合公職選挙法を準用する。

### (発効)

第7条 本細則は昭和36年12月7日からこれを施行する。

## 附則

本細則は，昭和56年4月1日からこれを施行する。